

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年11月28日

【中間会計期間】 第5期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社間組

【英訳名】 HAZAMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新 名 順 一

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

【電話番号】 東京03(3588)5700

【事務連絡者氏名】 総務部長 山 田 隆 正

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

【電話番号】 東京03(3588)5700

【事務連絡者氏名】 総務部長 山 田 隆 正

【縦覧に供する場所】 株式会社間組名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目4番16号)

株式会社間組大阪支店
(大阪市北区堂島浜二丁目2番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	105,441	99,977	103,246	230,474	237,205
経常利益 (百万円)	2,326	724	558	5,647	3,493
中間(当期)純利益 (百万円)	803	80	124	2,132	947
純資産額 (百万円)	28,936	30,908	31,262	31,227	32,585
総資産額 (百万円)	164,717	169,310	164,654	173,772	171,540
1株当たり純資産額 (円)	179.02	198.30	201.77	200.23	213.25
1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	7.67	0.41	0.76	19.24	7.24
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	5.59	0.41	※1 —	14.84	6.59
自己資本比率 (%)	17.6	18.2	19.0	18.0	19.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,398	△4,256	△17,977	5,142	5,021
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,179	205	△41	△1,642	△222
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,486	5,666	9,380	△3,572	1,021
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	19,047	22,770	18,359	21,202	27,103
従業員数 (人)	2,445	2,517	2,420	2,426	2,411

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

3 ※1 希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

4 従業員数は就業人員数を表示している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	93,534	89,118	93,762	206,299	216,926
経常利益 (百万円)	1,832	673	382	5,357	3,341
中間(当期)純利益又は 中間純損失(△) (百万円)	360	△69	△110	1,900	675
資本金 (百万円)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
発行済株式総数 (千株)	普通株式 100,000 第I種優先株式 750 第II種優先株式 875 第III種優先株式 875 第IV種優先株式 250	普通株式 100,000 第I種優先株式 750 第II種優先株式 875 第III種優先株式 875 第IV種優先株式 250	普通株式 100,000 第I種優先株式 750 第II種優先株式 875 第III種優先株式 875 第IV種優先株式 250	普通株式 100,000 第I種優先株式 750 第II種優先株式 875 第III種優先株式 875 第IV種優先株式 250	普通株式 100,000 第I種優先株式 750 第II種優先株式 875 第III種優先株式 875 第IV種優先株式 250
純資産額 (百万円)	24,796	26,979	26,978	27,243	28,533
総資産額 (百万円)	152,405	160,627	155,510	161,250	161,979
1株当たり純資産額 (円)	137.62	159.01	158.91	160.38	172.71
1株当たり中間(当期) 純利益金額又は中間純 損失金額(△) (円)	3.24	△1.09	△1.59	16.93	4.52
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	2.51	※1 —	※1 —	13.23	4.51
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	普通株式 1.50 第I種優先株式 64.72 第II種優先株式 74.72 第III種優先株式 84.72 第IV種優先株式 79.72	普通株式 1.50 第I種優先株式 70.52 第II種優先株式 80.52 第III種優先株式 90.52 第IV種優先株式 85.52
自己資本比率 (%)	16.3	16.8	17.3	16.9	17.6
従業員数 (人)	2,014	2,064	2,041	2,008	2,008

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

3 ※1 中間純損失のため記載していない。

4 従業員数は就業人員数を表示している。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
建設事業	2,136
その他の事業	227
全社(共通)	57
計	2,420

(注) 従業員数は就業人員である。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	2,041
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員である。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はない。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、原油価格の高騰など資源高・材料高等の影響があったものの、民間設備投資は底堅く推移し、企業部門での好調が続くなど拡大基調が持続している。

当社グループの主たる建設産業においては、民需の高まりを背景とした、工場等の生産設備投資・オフィス等の需要が好調を維持する一方で、官庁建設投資は依然として長期的な減少傾向にあり、さらに工事の価格競争や建設コスト増による収益の低下が顕著になっている。

こうした状況のもと、当社グループの中間連結会計期間の業績は、売上高は1,032億円（前中間連結会計期間比3.3%増加）、営業利益は14億円（前中間連結会計期間比1.3%増加）、経常利益は5億円（前中間連結会計期間比22.8%減少）、中間純利益は1億円（前中間連結会計期間比54.8%増加）となった。

（注）「第2事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示している

①事業の種類別セグメント

（建設事業）

受注高は1,107億円（前中間会計期間比3.3%増加、提出会社単体ベース）、完成工事高は958億円（前中間連結会計期間比4.3%増加）、営業利益は15億円（前中間連結会計期間比1.6%減少）となった。

（その他の事業）

売上高は73億円（前中間連結会計期間比8.9%減少）、営業利益は2億円（前中間連結会計期間比51.4%増加）となった。

②所在地別セグメント

（日本）

売上高は853億円（前中間連結会計期間比0.8%減少）、営業利益は10億円（前中間連結会計期間比45.0%減少）となった。

（東南アジア）

売上高は110億円（前中間連結会計期間比40.6%増加）、営業利益は4億円（前中間連結会計期間は0.9億円の営業損失）となった。

（その他の地域）

売上高は69億円（前中間連結会計期間比12.7%増加）、営業利益は3億円（前中間連結会計期間は0.3億円の営業損失）となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益7億円を計上したが、未成工事支出金の増加77億円、仕入債務の減少107億円、未成工事受入金の増加74億円等により、4億円の利息の支払後で179億円のマイナス（前中間連結会計期間は42億円のマイナス）となった。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券・投資有価証券の取得による支出5億円、有価証券・投資有価証券の売却による収入4億円等により0.4億円のマイナス（前中間連結会計期間は2億円のプラス）となった。財務活動によるキャッシュ・フローは、一時的な資金需要による短期借入金の調達等により93億円のプラス（前中間連結会計期間は56億円のプラス）となった。

以上により、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、期首残高と比較して87億円減少し、183億円となった。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループが営んでいる事業の大部分を占める建設事業では生産実績を定義することが困難であり、建設事業に

おいては請負形態をとっているため、販売実績という定義は実態にそぐわない。

また、当社グループにおいては、建設事業以外では受注生産形態をとっていない。

よって、受注及び販売の状況については、「1 業績等の概要」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載している。

なお、参考のため提出会社単独の事業の状況は次のとおりである。

建設事業における受注工事高及び施工高の状況

(1) 受注工事高、完成工事高、繰越工事高及び施工高

期別	工事別	期首繰越 工事高 (百万円)	期中受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	期中完成 工事高 (百万円)	期末繰越工事高			期中 施工高 (百万円)
						手持工事高 (百万円)	うち施工高		
							(%)	(百万円)	
前中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	土木工事	(124,485) 124,576	49,826	174,403	44,234	130,169	5.8	7,542	47,286
	建築工事	(78,994) 78,970	57,430	136,401	44,700	91,701	21.1	19,355	54,906
	合計	(203,479) 203,547	107,257	310,804	88,934	221,870	12.1	26,897	102,192
当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	土木工事	(116,852) 116,973	47,052	164,025	45,069	118,956	5.9	7,020	48,123
	建築工事	(67,152) 67,268	63,698	130,966	48,518	82,448	16.9	13,973	54,824
	合計	(184,004) 184,241	110,750	294,992	93,588	201,404	10.4	20,993	102,948
前事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	土木工事	(124,485) 125,236	89,134	214,370	97,518	116,852	3.4	3,965	96,994
	建築工事	(78,994) 79,044	106,927	185,971	118,819	67,152	11.4	7,668	117,338
	合計	(203,479) 204,280	196,061	400,342	216,337	184,004	6.3	11,633	214,332

(注) 1 前事業年度以前に受注したもので、契約の更改により請負金額に変更があるものについては、期中受注工事高にその増減額を含む。したがって期中完成工事高にもかかる増減額が含まれる。

2 「期首繰越工事高」欄の上段()内表示額は期首における前期末繰越高を表し、下段表示額は為替の影響を受ける海外工事について換算修正したものである。

3 期中施工高は(期中完成工事高+期末繰越施工高-前期繰越施工高)に一致する。

4 期末繰越工事高の施工高は、手持工事ごとの進捗度により算出したものである。

5 期中受注工事高のうち海外工事の割合は前中間会計期間21.1%、当中間会計期間15.5%及び前事業年度17.9%で、そのうち主なものは、次のとおりである。

前中間会計期間	アルジェリア公共事業省高速道路公団	アルジェリア東西高速道路東工区
当中間会計期間	Uniden Vietnam Ltd.	ユニデンベトナム工場新築工事
前事業年度	アルジェリア公共事業省高速道路公団	アルジェリア東西高速道路東工区

(2) 完成工事高

期別	区分	国内		海外 (A) (百万円)	海外 (A)／(B) (%)	計 (B) (百万円)
		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)			
前中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	土木工事	26,855	9,851	7,527	17.0	44,234
	建築工事	4,669	33,585	6,444	14.4	44,700
	合計	31,525	43,437	13,971	15.7	88,934
当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	土木工事	21,185	13,622	10,261	22.8	45,069
	建築工事	3,221	37,646	7,651	15.8	48,518
	合計	24,406	51,268	17,912	19.1	93,588

(注) 1 海外工事の地域別割合は、次のとおりである。

地域	前中間会計期間(%)	当中間会計期間(%)
東南アジア	56.2	61.7
北米	11.3	16.0
その他	32.5	22.3
計	100.0	100.0

2 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前中間会計期間の主なもの

大阪府土地開発公社	岬町多奈川地区多目的公園用地造成事業土砂採取・供給工事
横浜市	高速鉄道4号線高田西工区土木工事
首都高速道路(株)	S J 34工区 (1-4・2) 西新宿北連絡路トンネル工事
中部電力(株)	尾鷲火力排煙脱硫装置撤去工事
富士電機E&C(株)	太陽電池熊本工場新築工事

当中間会計期間の主なもの

ベトナム電力公社	ダイニン水力発電プロジェクトCW2ダム工事
岩手県	一般国道455号(仮称)北山トンネル築造工事
岐阜県	公共道路改築事業金山下呂トンネル(下呂工区)工事
エレクトロテクノ(株)	E T. S S - 4プロジェクトS S - D館新築工事
㈱ペルーナ	(仮称)株式会社ペルーナ宇都宮第2流通システムセンター新築工事

3 前中間会計期間及び当中間会計期間において、完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はない。

(3) 手持工事高 (平成19年9月30日現在)

区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
土木工事	85,518	33,438	118,956
建築工事	7,946	74,501	82,448
合計	93,464	107,939	201,404

手持工事のうち主なものは、次のとおりである。

アルジェリア公共事業省 高速道路公団	アルジェリア東西高速道路東工区	平成22年1月完成予定
国土交通省東北地方整備局	長井ダム本体建設第1工事	平成20年2月完成予定
首都高速道路(株)	中央環状品川線大橋連絡路工事	平成25年6月完成予定
三井不動産レジデンシャル(株)	(仮称)浦安市東野一丁目計画新築工事	平成20年3月完成予定
オリックス不動産(株)	(仮称)厚木物流配送センター建設工事	平成20年1月完成予定

3 【対処すべき課題】

建設産業においては、公共工事における一般競争ならびに総合評価方式による入札拡大、民間工事における受注競争の激化および建築確認申請手続きの長期化による住宅着工の減少など、当社グループを取り巻く環境は引き続き変化しており、迅速な対応が求められる状況になっている。

当社グループは、今後も当面は継続する厳しい環境下においても、引き続き、当社の誇る技術力と非価格競争力の更なる強化を通じて、収益力と企業価値の向上を図っていく所存である。

また、当中間連結会計期間において、当社は、過年度における入札談合事件に関し行政処分を受けた。当社は、昨年よりコンプライアンス体制の更なる強化を図っており、今後とも、全役員、全従業員が法令遵守の徹底に継続して取組み、信頼回復に努めていく。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はない。

5 【研究開発活動】

(建設事業)

当社グループは、常に「社会の一員としてひとりひとりの価値創造を活かし、豊かな未来の実現に貢献する」を基本理念として、土木・建築・環境分野を柱にさらなる品質の安定と十分な顧客満足を確保するべく、以下の通り積極的に技術・研究開発活動を推進しその成果の展開に取り組んでいる。

なお、当中間連結会計期間における研究開発への投資総額は約6億円（消費税抜き）である。

(1) 施工技術・設計技術に関する技術・研究開発成果

上半期には、技術・研究開発成果に関して12件のプレスリリースを行った。このうち(株)ファーストと共同で開発した「ひび割れ測定器」は、コンクリート表面のひび割れ幅を正確に測定できる携帯型の測定器であり、業界誌などで画期的な技術として取り上げられたところ多くのお客様からの引き合いをいただいた。この測定器によりひび割れ幅を精度良くかつ客観的に評価し、データを記録・保存・活用できるため、コンクリート構造物の点検や補修工事への展開を積極的に進め、社会的要請の強いコンクリート構造物の長寿命化に貢献していきたい。

また、高エネルギー加速器研究機構と共同で開発した普通コンクリートの約1.7倍（約40%の壁厚減）の遮蔽性能を持つ「中性子遮蔽コンクリート」は、強度や長期的耐久性も普通コンクリートと同等以上であり、地道な研究成果が実った独自技術である。壁厚が低減されることで省スペースを実現でき、基礎構造への負担も軽減される。本技術に関しては現在、特許を共同出願中であり、今後は原子力関連施設や医療施設などにも積極的に導入提案を図っていく。

(2) 各種表彰の受賞

「東京湾横断（18km）海底シールドトンネルの建設」が土木学会技術賞を、「長井ダム本体工事」が土木学会東北支部総合技術賞を、「RCC工法の施工システムの開発（スンガイキンタダム建設工事）」がダム工学会技術開発賞を受賞した。これらの受賞を励みとして、当社の技術力にさらに磨きをかけていく。

(3) 各分野における技術開発及び展開

土木分野では、総合評価方式での技術評価点獲得に寄与する多くの技術開発に取り組んでいる。また、この上半期に設計・施工一体で受注した中央環状品川線大橋連結路工事でのシールド分合流部工事に適用するセグメント構造についての実証試験にも精力的に取り組んでいる。

建築分野では、受注が好調な生産工場および物流倉庫をターゲットとした技術開発を進めており、コスト競争力を強化しつつ、さらなる技術力の向上に取り組んでいる。

環境分野では、土壌汚染修復分野において重金属汚染土壌の浄化工法を実用化し、実現場に適用・展開している。東京ビッグサイトで開催された土壌・地下水環境展には、ハザマブースに約1,200人もの多くの方々に来場いただき、当社が保有する汚染土壌浄化技術について皆様方に高い関心を持っていただいた。今後もこれまで通り、汚染土壌の調査・分析から対策の実施・評価までトータルサポートをワンストップで提供していく。

(その他の事業)

当中間連結会計期間は、研究開発活動は特段行われていない。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	397,250,000
第I種優先株式	750,000
第II種優先株式	875,000
第III種優先株式	875,000
第IV種優先株式	250,000
計	400,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年11月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	100,000,000	100,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
第I種優先株式	750,000	750,000	—	※1
第II種優先株式	875,000	875,000	—	※2
第III種優先株式	875,000	875,000	—	※3
第IV種優先株式	250,000	250,000	—	※4
計	102,750,000	102,750,000	—	—

※1、※2、※3 第I種、第II種及び第III種優先株式は、現物出資(借入金の株式化)によって発行されている。

※4 第IV種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 第I種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第I種優先株式を有する株主（以下「第I種優先株主」という。）または第I種優先株式の登録株式質権者（以下「第I種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第I種優先株式1株につき下記②に定める額の剰余金（以下「第I種優先配当金」という。）を支払う。

② 優先配当金の額

1株あたりの第I種優先配当金の額は、第I種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第I種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第I種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第I種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第I種優先配当金の額は400円とする。

第I種優先配当率は、平成15年12月25日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第I種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.50\%$$

第I種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当率修正日において、午前11時における日本円1年物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度において第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第I種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対しては、第I種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第I種優先株式1株につき4,000円を支払う。第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

第I種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 募集株式の割当て

当社は、法令の定める場合を除き、第I種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第I種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

第I種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。

② 取得の条件

第I種優先株主は、上記①の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引き換えに第I種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ) 取得価額の調整

- a. 第1種優先株発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- (ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記(iv)も同様とする。）。
- (iv) 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a(ii)ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式に使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
 - (i) 上記a(i)の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
 - (ii) 上記a(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - (iii) 上記a(iii)の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa(iii)で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）
 - (iv) 上記a(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）

③ 取得請求により交付すべき普通株式数

第I種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第I種優先株主が取得請求のために提出した第I種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

④ 取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

⑤ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

⑥ 取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書および第I種優先株式の株券が上記⑤に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第I種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

⑦ 取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第I種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(6)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(6) 第I種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第I種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が当該株式の全部を取得すると引き換えに、第I種優先株主に対し、第I種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(5)②(ハ)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(7) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第III種累積未払配当金を除き同順位とする。

※2 第II種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 第II種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第II種優先株式を有する株主（以下「第II種優先株主」という。）または第II種優先株式の登録株式質権者（以下「第II種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第II種優先株式1株につき下記②に定める額の剰余金（以下「第II種優先配当金」という。）を支払う。

② 優先配当金の額

1株あたりの第II種優先配当金の額は、第II種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第II種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第II種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第II種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第II種優先配当金の額は400円とする。

第II種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第II種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.750\%$$

第II種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていなければ、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度において第II種優先株主または第II種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第II種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

第II種優先株主または第II種優先登録質権者に対しては、第II種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第Ⅱ種優先株主または第Ⅱ種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第Ⅱ種優先株式1株につき4,000円を支払う。第Ⅱ種優先株主または第Ⅱ種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

第Ⅱ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 募集株式の割当て

当社は、法令に定める場合を除き、第Ⅱ種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第Ⅱ種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

第Ⅱ種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成22年12月25日から平成37年12月24日までとする。

② 取得の条件

第Ⅱ種優先株主は、上記①の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引き換えに第Ⅱ種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成23年10月1日以降平成37年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ) 取得価額の調整

- a. 第Ⅱ種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

(ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記(iv)も同様とする。）。
 - (iv) 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
 - b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
 - c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a(ii)ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式に使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
 - d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
 - e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
 - (i) 上記a(i)の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
 - (ii) 上記a(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - (iii) 上記a(iii)の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa(iii)で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）
 - (iv) 上記a(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）
- ③ 取得請求により交付すべき普通株式数
第II種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第II種優先株主が取得請求のために提出した第II種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- ④ 取得請求により交付する株式の内容
当会社普通株式
- ⑤ 取得請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑥ 取得効力の発生
取得の効力は、取得請求書および第Ⅱ種優先株式の株券が上記⑤に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第Ⅱ種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。
- ⑦ 取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当
第Ⅱ種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(6)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(6) 第Ⅱ種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第Ⅱ種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当会社が当該株式の全部を取得すると引き換えに、第Ⅱ種優先株主に対し、第Ⅱ種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(5)②(ハ)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(7) 優先順位

当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第Ⅲ種累積未払配当金を除き同順位とする。

※3 第Ⅲ種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 第Ⅲ種優先配当金

当会社は、剰余金の配当を行うときは、第Ⅲ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅲ種優先株主」という。）または第Ⅲ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅲ種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第Ⅲ種優先株式1株につき下記②に定める額の剰余金（以下「第Ⅲ種優先配当金」という。）を支払う。

② 優先配当金の額

1株あたりの第Ⅲ種優先配当金の額は、第Ⅲ種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第Ⅲ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第Ⅲ種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第Ⅲ種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第Ⅲ種優先配当金の額は400円とする。

第Ⅲ種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第Ⅲ種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR (1年物)} + 2.000\%$$

第Ⅲ種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

③ 累積条項

ある事業年度において、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第Ⅲ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「第Ⅲ種累積未払配当金」という。）は翌事業年度に限り、第Ⅰ種ないし第Ⅳ種優先配当金および普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録質権者に対して支払う。

④ 参加条項

第Ⅲ種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株主または普通登録質権者に対して、1株につき第Ⅲ種優先配当金と同額にいたるまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余について剰余金の配当を行うときは、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第Ⅲ種優先株式1株につき4,000円を支払う。第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

第Ⅲ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 募集株式の割当て

当会社は、法令の定める場合を除き、第Ⅲ種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第Ⅲ種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

第Ⅲ種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成24年12月25日から平成39年12月24日までとする。

② 取得の条件

第Ⅲ種優先株主は、上記①の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第Ⅲ種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成25年10月1日以降平成39年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ) 取得価額の調整

- a. 第Ⅲ種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- (ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記(iv)も同様とする。）。
- (iv) 当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a(ii)ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。

- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (i) 上記a(i)の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
 - (ii) 上記a(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - (iii) 上記a(iii)の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa(iii)で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）
 - (iv) 上記a(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）

③ 取得請求により交付すべき普通株式数

第Ⅲ種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第Ⅲ種優先株主が取得請求のために提出した第Ⅲ種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

④ 取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

⑤ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

⑥ 取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書および第Ⅲ種優先株式の株券が上記⑤に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第Ⅲ種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

⑦ 取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第Ⅲ種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得の請求または下記(6)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(6) 第Ⅲ種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第Ⅲ種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第Ⅲ種優先株主に対し、第Ⅲ種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(5)②(ハ)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(7) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第Ⅲ種累積未払配当金を除き同順位とする。

※4 第IV種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 第IV種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第IV種優先株式を有する株主（以下「第IV種優先株主」という。）または第IV種優先株式の登録株式質権者（以下「第IV種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第IV種優先株式1株につき下記②に定める額の剰余金（以下「第IV種優先配当金」という。）を支払う。

② 優先配当金の額

1株あたりの第IV種優先配当金の額は、第IV種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第IV種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第IV種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第IV種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第IV種優先配当金の額は400円とする。

第IV種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第IV種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.875\%$$

第IV種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度において第IV種優先株主または第IV種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第IV種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

第IV種優先株主または第IV種優先登録質権者に対しては、第IV種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第IV種優先株主または第IV種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第IV種優先株式1株につき4,000円を支払う。第IV種優先株主または第IV種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 金銭を対価とする取得請求

① 取得請求額

第IV種優先株主は、当社に対し平成16年8月1日以降、第IV種優先株式の一部または全部の金銭による取得を請求することができる。

② 取得限度額

当社は、上記①の請求がなされた場合に限り、毎年7月31日までの1年間に取得請求のあった第IV種優先株式について、その直前の事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高（繰越利益剰余金の当期末残高がマイナスの場合も含む）と「その他資本剰余金」の当期末残高の合計額（0円を下回る場合には0円として計算する。）に本優先株式の取得を目的とした任意積立金の額（かかる任意積立金がない場合には任意積立金の額は0円として計算する。）を加えた金額を上限として、毎年10月31日までに取得手続を行うものとする。

③ 取得の対価

当社は、第IV種優先株主または第IV種優先登録質権者に対し、取得の対価として発行価額相当額を支払うものとする。

④ 抽選その他の方法

上記①による取得請求の総額が、上記②に定める取得のための限度額を超える場合は、抽選その他の方法により取得すべき第IV種優先株式を決定する。

(4) 議決権

第IV種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(5) 募集株式の割当て

当社は、第IV種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、第IV種優先株主に対し、第IV種優先株式に関して、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

第IV種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。

② 取得の条件

第IV種優先株主は、上記①の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引き換えに第IV種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ) 取得価額の調整

- a. 第IV種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- (ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記(iv)も同様とする。）。
 - (iv) 当社が取得するのと引換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
 - b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
 - c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a(ii)ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式に使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
 - d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
 - e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
 - (i) 上記a(i)の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
 - (ii) 上記a(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - (iii) 上記a(iii)の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa(iii)で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）
 - (iv) 上記a(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）
- ③ 取得請求により交付すべき普通株式数
第IV種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第IV種優先株主が取得請求のために提出した第IV種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- ④ 取得請求により交付する株式の内容
当会社普通株式
- ⑤ 取得請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

⑥ 取得の効力の発生
取得の効力は、取得請求書および第IV種優先株式の株券が上記⑤に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第IV種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

- ⑦ 取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第IV種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(7)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

- (7) 第IV種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第IV種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当会社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第IV種優先株主に対し、第IV種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(6)②(ハ)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

- (8) 優先順位

当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第III種累積未払配当金を除き同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は旧商法280条ノ20の規定に基づき新株予約権を発行している。

平成18年3月15日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個) ※1	125	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※1	12,500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※2	1株当たり 347	同左
新株予約権の行使期間 ※3	自 平成19年4月2日 至 平成22年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※4	発行価格 350.43 資本組入額 176	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

※1 本新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100,000株である。

ただし、下記(1)ないし(3)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(1)当社が※2(3)の規定に従って行使価額(※2(1)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、※2(3)に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

(2)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる※2(3)②および④による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3)割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、※2(3)②(ロ)ただし書に示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

※2

(1)本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初347円とする。

(2) 行使価額の修正

平成19年4月2日以降、5(1)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値のない場合は、前取引日における終値)の99%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「決定日価額」という。)が、当該決定日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該決定日以降、当該決定日価額に修正される。なお、決定日に、(3)②または④で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の新株予約権発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が174円(以下「下限行使価額」という。ただし、(3)①ないし④による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

(3) 行使価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権の発行後、②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- ② 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) ③(ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引き換えに交付する場合または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の取得または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられてたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降(ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えているため基準日がある場合は、その日の翌日以降)、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割又は株式無償割当てのための基準日の翌日から当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとし、株券の交付については5(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ハ) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに③(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合または③(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)のすべてが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または株式無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③(イ) 行使価額調整式の計算の結果生じる円位未満の端数は切り捨てるものとする。
- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、②(ロ)ただし書の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- (ハ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、②(ロ)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ ②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - (イ) 株式の併合、資本金の額の減少、会社法第5編第3章第2節に定められた新設分割、同章1節に定められた吸収分割、または同編第2章に定められた合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ロ) その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ハ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑤ ②または①ないし④により行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の行使価額、修正後または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、②(ロ)ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

※3 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める取得日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該取得日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たり343,000円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。この場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前日を権利行使期間の最終日とする。

※4

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式の発行価格は、350.43円とする。ただし、※1(1)ないし(3)および※2(2)または※2(3)によって修正または調整が行われることがある。
- (2) 本新株予約権の行使により発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 本新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。ただし、当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
- 6 本新株予約権行使請求および払込みの方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを7に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。
 - (2) 前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額（以下「払込金」という。）を現金にて8に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
 - (3) 行使請求受付場所に本新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

- 7 本新株予約権の行使請求受付場所
株式会社間組 経営企画本部 総務部
東京都港区虎ノ門二丁目2番5号
- 8 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業部
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
- 9 新株予約権証券の発行
新株予約権者の請求あるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。
- 10 新株予約権行使後第1回目の配当
本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の剰余金の配当については、行使がなされた日の属する事業年度の初めの日に当社普通株式の交付があったものとみなして、これを支払う。ただし、会社法第454条第5項に基づき、9月30日を同項に規定する一定の日とする中間配当制度を設けるための定款変更をした場合は、行使により交付された当社普通株式の剰余金の配当または会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当については、本新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
- 11 1単元の数の定めの廃止等に伴う取扱い
本新株予約権の発行日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資 本 金 増 減 額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	102,750	—	12,000	—	3,000

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成19年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	10,000	10.00
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	4,406	4.41
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 ※	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,913	2.91
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	2,548	2.55
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,404	2.40
有限会社エーアイ・バリュー・ パートナーズ	愛知県名古屋市中種区星が丘元町15番 14号	2,072	2.07
ハザマグループ従業員持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	1,680	1.68
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 ※	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,651	1.65
ハザマ取引先持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	1,244	1.24
西武建設株式会社	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	1,190	1.19
計	—	30,110	30.11

(注) ※ 所有株式は、すべて信託業務に係るものである。

② 第Ⅰ種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	375	50.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	375	50.00
計	—	750	100.00

③ 第Ⅱ種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	437.5	50.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	437.5	50.00
計	—	875	100.00

④ 第Ⅲ種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	750	85.71
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	125	14.29
計	—	875	100.00

⑤ 第Ⅳ種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	250	100.00
計	—	250	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 2,750,000	—	「1 (1)②発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 31,200	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他) ※1	普通株式 99,739,000	997,390	同上
単元未満株式 ※2	普通株式 229,800	—	同上
発行済株式総数	102,750,000	—	—
総株主の議決権	—	997,390	—

※1 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が27,700株(議決権277個)含まれている。

※2 「単元未満株式」には、自己株式30株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社間組	東京都港区虎ノ門 二丁目2番5号	31,200	—	31,200	0.03
計	—	31,200	—	31,200	0.03

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	161	155	165	162	162	140
最低(円)	142	139	143	142	132	125

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はない。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表、及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表、及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金預金	※1	23,364		19,198		28,011	
2 受取手形・完成工事 未収入金等	※2	55,341		58,448		58,250	
3 未成工事支出金		20,742		18,016		10,313	
4 その他たな卸資産		642		1,303		1,451	
5 立替金		17,584		15,374		22,308	
6 繰延税金資産		5,156		5,050		4,468	
7 その他	※1	4,026		6,502		3,732	
貸倒引当金		△141		△10		△30	
流動資産合計		126,716	74.8	123,885	75.2	128,505	74.9
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物・構築物	※1	15,545		15,504		15,512	
(2) 機械・運搬具・ 工具器具備品		12,971		11,365		12,746	
(3) 土地	※1	14,463		14,498		14,489	
減価償却累計額		△19,977	23,003	△19,001	22,366	△19,994	22,754
2 無形固定資産			434		338		414
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※1	14,387		14,144		15,776	
(2) 繰延税金資産		1,258		560		683	
(3) その他	※1	3,654		3,674		3,721	
貸倒引当金		△144	19,155	△316	18,063	△316	19,864
固定資産合計			42,594		40,769		43,034
資産合計			169,310		164,654		171,540
			100.0		100.0		100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1 支払手形・ 工事未払金等	※2	53,522		56,209		66,986		
2 短期借入金	※1	12,989		23,389		11,989		
3 未成工事受入金		25,095		19,732		12,332		
4 預り金		22,025		12,711		23,663		
5 完成工事補償引当金		451		689		609		
6 賞与引当金		447		444		372		
7 工事損失引当金		190		122		117		
8 その他		3,740		3,985		5,021		
流動負債合計		118,462	69.9	117,286	71.2	121,091	70.6	
II 固定負債								
1 長期借入金	※1	16,632		11,343		12,988		
2 退職給付引当金		3,277		4,543		4,659		
3 環境対策引当金		—		195		195		
4 その他		29		22		19		
固定負債合計		19,939	11.8	16,104	9.8	17,862	10.4	
負債合計		138,401	81.7	133,391	81.0	138,954	81.0	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金		12,000		12,000		12,000		
2 資本剰余金		9,000		9,000		9,000		
3 利益剰余金		7,261		7,879		8,128		
4 自己株式		△5		△7		△6		
株主資本合計		28,255	16.7	28,871	17.6	29,121	17.0	
II 評価・換算差額等								
1 その他有価証券 評価差額金		2,618		2,352		3,425		
2 繰延ヘッジ損益		△7		△4		△4		
評価・換算差額等 合計		2,610	1.6	2,348	1.4	3,421	2.0	
III 新株予約権		42	0.0	42	0.0	42	0.0	
純資産合計		30,908	18.3	31,262	19.0	32,585	19.0	
負債純資産合計		169,310	100.0	164,654	100.0	171,540	100.0	

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 売上高										
1 完成工事高		91,897			95,887			222,050		
2 付帯事業等売上高		8,080	99,977	100.0	7,359	103,246	100.0	15,154	237,205	100.0
II 売上原価										
1 完成工事原価		85,531			89,448			207,194		
2 付帯事業等売上原価		7,611	93,143	93.2	6,798	96,246	93.2	14,115	221,310	93.3
売上総利益										
(1) 完成工事総利益		6,365			6,438			14,855		
(2) 付帯事業等総利益		469	6,834	6.8	560	6,999	6.8	1,039	15,894	6.7
III 販売費及び一般管理費	※1		5,370	5.3		5,515	5.4		10,811	4.6
営業利益			1,464	1.5		1,484	1.4		5,083	2.1
IV 営業外収益										
1 受取利息		22			35			52		
2 受取配当金		107			98			201		
3 保険収入		50			52			42		
4 その他		32	212	0.2	30	216	0.2	77	373	0.2
V 営業外費用										
1 支払利息		402			432			889		
2 為替差損		208			336			306		
3 先行投資費用		160			215			446		
4 その他		181	952	1.0	157	1,141	1.1	322	1,963	0.8
経常利益			724	0.7		558	0.5		3,493	1.5
VI 特別利益										
1 前期損益修正益		60			52			—		
2 貸倒引当金戻入益		15			—			—		
3 固定資産売却益	※2	240			82			247		
4 投資有価証券売却益		287			173			286		
5 その他		—	604	0.6	35	344	0.3	104	638	0.3
VII 特別損失										
1 固定資産売却損	※3	53			—			—		
2 投資有価証券評価損		133			26			171		
3 ゴルフ会員権等評価損		114			—			117		
4 訴訟和解費用		57			—			192		
5 損害賠償金等		—			143			257		
6 その他		50	409	0.4	12	182	0.1	368	1,106	0.5
税金等調整前中間 (当期)純利益			919	0.9		721	0.7		3,024	1.3
法人税、住民税及び 事業税		379			320			913		
法人税等調整額		459	838	0.8	276	596	0.6	1,163	2,077	0.9
中間(当期)純利益			80	0.1		124	0.1		947	0.4

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	12,000	9,000	7,538	△4	28,533
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△357		△357
中間純利益			80		80
自己株式の取得				△1	△1
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△277	△1	△278
平成18年9月30日残高(百万円)	12,000	9,000	7,261	△5	28,255

項目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	2,693	—	2,693	42	31,270
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△357
中間純利益					80
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△75	△7	△83	—	△83
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△75	△7	△83	—	△362
平成18年9月30日残高(百万円)	2,618	△7	2,610	42	30,908

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	12,000	9,000	8,128	△6	29,121
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△373		△373
中間純利益			124		124
自己株式の取得				△0	△0
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	△249	△0	△250
平成19年9月30日残高(百万円)	12,000	9,000	7,879	△7	28,871

項目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	3,425	△4	3,421	42	32,585
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△373
中間純利益					124
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△1,072	△0	△1,073	—	△1,073
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△1,072	△0	△1,073	—	△1,323
平成19年9月30日残高(百万円)	2,352	△4	2,348	42	31,262

前連結会計年度の要約連結株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	12,000	9,000	7,538	△4	28,533
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△357		△357
当期純利益			947		947
自己株式の取得				△1	△1
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	—	589	△1	588
平成19年3月31日残高(百万円)	12,000	9,000	8,128	△6	29,121

項 目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	2,693	—	2,693	42	31,270
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					△357
当期純利益					947
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	731	△4	727	—	727
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	731	△4	727	—	1,315
平成19年3月31日残高(百万円)	3,425	△4	3,421	42	32,585

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ ・フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間(当期)純利益		919	721	3,024
2 減価償却費		460	428	917
3 貸倒引当金の増減額(減少:△)		△14	△18	46
4 受取利息及び受取配当金		△129	△133	△253
5 支払利息		402	432	889
6 為替差損益(益:△)		47	96	△85
7 ゴルフ会員権等評価損		114	—	117
8 有形固定資産売却損益(益:△)		△187	△76	△193
9 投資有価証券売却損益(益:△)		△285	△173	△284
10 投資有価証券評価損		133	26	171
11 売上債権の増減額(増加:△)		9,917	△198	6,826
12 未成工事支出金の増減額 (増加:△)		△7,398	△7,709	3,030
13 たな卸資産の増減額(増加:△)		81	147	△727
14 立替金の増減額(増加:△)		2,749	6,933	△1,973
15 仕入債務の増減額(減少:△)		△17,280	△10,776	△3,817
16 未成工事受入金の増減額 (減少:△)		10,854	7,400	△1,908
17 預り金の増減額(減少:△)		△3,353	△10,951	△1,715
18 未払消費税等の増減額(減少:△)		△880	△1,421	△242
19 その他		301	△1,665	2,422
小計		△3,546	△16,942	6,242
20 利息及び配当金の受取額		125	138	239
21 利息の支払額		△384	△493	△856
22 法人税等の支払額		△450	△679	△603
営業活動による キャッシュ・フロー		△4,256	△17,977	5,021
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 有価証券・投資有価証券の 取得による支出		△679	△502	△745
2 有価証券・投資有価証券の 売却等による収入		681	477	681
3 有形固定資産の取得による支出		△114	△103	△250
4 有形固定資産の売却による収入		291	9	303
5 貸付けによる支出		△72	△83	△129
6 貸付金の回収による収入		101	96	130
7 その他		△3	63	△211
投資活動による キャッシュ・フロー		205	△41	△222
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 短期借入金の純増減額(減少:△)		6,355	7,400	3,000
2 長期借入れによる収入		—	3,000	—
3 長期借入金の返済による支出		△329	△644	△1,619
4 株主配当金の支払額		△357	△373	△357
5 その他		△1	△0	△1
財務活動による キャッシュ・フロー		5,666	9,380	1,021
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		△47	△105	79
V 現金及び現金同等物の 増減額(減少:△)		1,567	△8,743	5,900
VI 現金及び現金同等物の期首残高		21,202	27,103	21,202
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		22,770	18,359	27,103

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 2社 青山機工(株) ハザマ興業(株)</p> <p>(2) 主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 非連結子会社は、企業集団における重要性が低く、またこれらの総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 2社 同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社名 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の数 2社 同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 非連結子会社は、企業集団における重要性が低く、またこれらの総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の非連結子会社数 無し</p> <p>持分法適用の関連会社数 無し</p> <p>持分法非適用の主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ</p> <p>持分法非適用の主要な関連会社名 (株)アッシュクリート 持分法非適用会社である非連結子会社及び関連会社については、それぞれ中間連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。</p>	<p>持分法適用の非連結子会社数 無し</p> <p>持分法適用の関連会社数 無し</p> <p>持分法非適用の主要な非連結子会社名 同左</p> <p>持分法非適用の主要な関連会社名 青山エナジーサービス(株) 持分法非適用会社である非連結子会社及び関連会社については、それぞれ中間連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。</p> <p>なお、前連結会計年度まで、持分法非適用の主要な関連会社であった(株)アッシュクリートは、当中間連結会計期間において会社を解散している。</p>	<p>持分法適用の非連結子会社数 無し</p> <p>持分法適用の関連会社数 無し</p> <p>持分法非適用の主要な非連結子会社名 同左</p> <p>持分法非適用の主要な関連会社名 (株)アッシュクリート 持分法非適用会社である非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。</p>
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致している。</p>	<p>同左</p>	<p>連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブ 時価法</p> <p>たな卸資産 未成工事支出金 個別法による原価法</p> <p>付帯事業等支出金 個別法による原価法</p> <p>材料貯蔵品 移動平均法による原価法</p> <p>有形固定資産 建物については定額法(連結子会社1社は定率法)、その他の有形固定資産については定率法によっている。</p> <p>なお、連結子会社(1社)はリース資産について、リース契約期間を耐用年数とする定額法によっている。</p> <p>また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p>	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産 未成工事支出金 同左</p> <p>付帯事業等支出金 同左</p> <p>材料貯蔵品 同左</p> <p>有形固定資産 建物については定額法(連結子会社1社は定率法)、その他の有形固定資産については定率法によっている。</p> <p>なお、連結子会社(1社)はリース資産について、リース契約期間を耐用年数とする定額法によっている。</p> <p>また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 (会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。</p>	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産 未成工事支出金 同左</p> <p>付帯事業等支出金 同左</p> <p>材料貯蔵品 同左</p> <p>有形固定資産 建物については定額法(連結子会社1社は定率法)、その他の有形固定資産については定率法によっている。</p> <p>なお、連結子会社(1社)はリース資産について、リース契約期間を耐用年数とする定額法によっている。</p> <p>また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(3) 重要な引当金の 計上基準	<p>無形固定資産 定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p> <p>ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(846百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p>	<p>なお、この変更による損益に与える影響は軽微である。</p> <p>(追加情報) 平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。</p> <p>この変更により、営業利益は47百万円、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ49百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(356百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(722百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>完成工事補償引当金 完成工事にかかわる責任補修に備えるため、過去の一定期間における補修実績率に基づいて計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上している。</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、提出会社における会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>なお、提出会社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p>	<p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、提出会社における会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>なお、提出会社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p> <p>環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、当該処理費用見込額を計上している。</p>	<p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、提出会社における会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>なお、提出会社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p> <p>環境対策引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(4) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同左	同左
(5) 重要なヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。</p> <p>ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っている。</p> <p>また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用している。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ及び為替予約取引) ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性のある資産・負債のうち、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。</p> <p>ヘッジ方針 現在又は将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額を比較することにより、ヘッジの有効性を評価している。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左</p> <p>ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左</p> <p>ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(6) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための重要な事項	<p>①完成工事高の計上基準 原則として工事進行基準を採用している。ただし、提出会社は、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は57,377百万円、完成工事原価は53,060百万円である。</p> <p>②消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>①完成工事高の計上基準 原則として工事進行基準を採用している。ただし、提出会社は、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は65,287百万円、完成工事原価は60,718百万円である。</p> <p>②消費税等の会計処理 同左</p>	<p>①完成工事高の計上基準 原則として工事進行基準を採用している。ただし、提出会社は、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は121,797百万円、完成工事原価は113,237百万円である。</p> <p>②消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結(連結)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>

中間連結財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これによる損益に与える影響はない。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は30,873百万円である。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。</p>	—	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これによる損益に与える影響はない。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は32,547百万円である。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成している。</p>

(表示方法の変更)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>1 前中間連結会計期間において、区分掲記していた「シンジケートローン手数料」(当中間連結会計期間50百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前中間連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「固定資産売却損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産売却損」は、16百万円である。</p> <p>3 前中間連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は、8百万円である。</p> <p>4 前中間連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「ゴルフ会員権等評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「ゴルフ会員権等評価損」は、13百万円である。</p> <p>5 前中間連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「訴訟和解費用」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「訴訟和解費用」は、79百万円である。</p>	<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>1 前中間連結会計期間において区分掲記していた「貸倒引当金戻入益」(当中間連結会計期間18百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前中間連結会計期間において区分掲記していた「固定資産売却損」(当中間連結会計期間1百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>3 前中間連結会計期間において区分掲記していた「訴訟和解費用」(当中間連結会計期間4百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>1 前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「ゴルフ会員権等評価損」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「ゴルフ会員権等評価損」は、13百万円である。</p> <p>2 前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「投資有価証券売却損益(益:△)」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「投資有価証券売却損益(益:△)」は、15百万円である。</p> <p>3 前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は、8百万円である。</p> <p>4 前中間連結会計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「有価証券・投資有価証券の取得による支出」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「有価証券・投資有価証券の取得による支出」は、△0百万円である。</p>	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>_____</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																																																																																
<p>1 ※1 担保に供している資産は次のとおりである。 (イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。</p> <p>債務の内訳</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td> <td>5,789百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>16,632</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22,422</td> </tr> </table> <p>担保差入資産</p> <table> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>5,176百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>13,471</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>8,151</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>26,799</td> </tr> </table> <p>(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。</p> <table> <tr> <td>現金預金</td> <td>481百万円</td> </tr> <tr> <td>流動資産・その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>769</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産・その他</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,799</td> </tr> </table> <p>(ハ) 関係会社の借入金(2,078百万円)に対して下記の資産を担保に供している。</p> <table> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>24百万円</td> </tr> </table> <p>2 保証債務 (イ) 下記の借入金について保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>従業員住宅ローン</td> <td>226百万円</td> </tr> </table> <p>(ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>扶桑レクセル(株)・有楽土地(株)</td> <td>555百万円</td> </tr> </table> <p>(ハ) 下記の会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>(株)くまもとアカデミックサービス</td> <td>122百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記金額は、当社負担額を記載している。</p>	短期借入金	5,789百万円	長期借入金	16,632	計	22,422	建物・構築物	5,176百万円	土地	13,471	投資有価証券	8,151	計	26,799	現金預金	481百万円	流動資産・その他	0	建物・構築物	295	土地	84	投資有価証券	769	投資その他の資産・その他	167	計	1,799	投資有価証券	24百万円	従業員住宅ローン	226百万円	扶桑レクセル(株)・有楽土地(株)	555百万円	(株)くまもとアカデミックサービス	122百万円	<p>1 ※1 担保に供している資産は次のとおりである。 (イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。</p> <p>債務の内訳</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td> <td>16,523百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>9,809</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>26,332</td> </tr> </table> <p>担保差入資産</p> <table> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>4,947百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>13,471</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>8,119</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>26,538</td> </tr> </table> <p>(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。</p> <table> <tr> <td>現金預金</td> <td>481百万円</td> </tr> <tr> <td>流動資産・その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>722</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産・その他</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,737</td> </tr> </table> <p>(ハ) 関係会社の借入金(2,994百万円)に対して下記の資産を担保に供している。</p> <table> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>24百万円</td> </tr> </table> <p>2 保証債務 (イ) 下記の借入金について保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>従業員住宅ローン</td> <td>134百万円</td> </tr> </table> <p>(ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>(株)アートハウジング</td> <td>177百万円</td> </tr> </table> <p>(ハ) 下記の会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>(株)くまもとアカデミックサービス</td> <td>22百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記金額は、当社負担額を記載している。</p>	短期借入金	16,523百万円	長期借入金	9,809	計	26,332	建物・構築物	4,947百万円	土地	13,471	投資有価証券	8,119	計	26,538	現金預金	481百万円	流動資産・その他	0	建物・構築物	280	土地	84	投資有価証券	722	投資その他の資産・その他	167	計	1,737	投資有価証券	24百万円	従業員住宅ローン	134百万円	(株)アートハウジング	177百万円	(株)くまもとアカデミックサービス	22百万円	<p>1 ※1 担保に供している資産は次のとおりである。 (イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。</p> <p>債務の内訳</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td> <td>4,789百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>12,988</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17,777</td> </tr> </table> <p>担保差入資産</p> <table> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>5,052百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>13,471</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>9,319</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27,844</td> </tr> </table> <p>(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。</p> <table> <tr> <td>現金預金</td> <td>481百万円</td> </tr> <tr> <td>流動資産・その他</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>288</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>883</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産・その他</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,906</td> </tr> </table> <p>(ハ) 関係会社の借入金(2,944百万円)に対して下記の資産を担保に供している。</p> <table> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>24百万円</td> </tr> </table> <p>2 保証債務 (イ) 下記の借入金について保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>従業員住宅ローン</td> <td>180百万円</td> </tr> </table> <p>(ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>扶桑レクセル(株)・有楽土地(株)</td> <td>1,533百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)アートハウジング</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,596</td> </tr> </table> <p>(ハ) 下記の会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>(株)くまもとアカデミックサービス</td> <td>52百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記金額は、当社負担額を記載している。</p>	短期借入金	4,789百万円	長期借入金	12,988	計	17,777	建物・構築物	5,052百万円	土地	13,471	投資有価証券	9,319	計	27,844	現金預金	481百万円	流動資産・その他	1	建物・構築物	288	土地	84	投資有価証券	883	投資その他の資産・その他	167	計	1,906	投資有価証券	24百万円	従業員住宅ローン	180百万円	扶桑レクセル(株)・有楽土地(株)	1,533百万円	(株)アートハウジング	63	計	1,596	(株)くまもとアカデミックサービス	52百万円
短期借入金	5,789百万円																																																																																																																	
長期借入金	16,632																																																																																																																	
計	22,422																																																																																																																	
建物・構築物	5,176百万円																																																																																																																	
土地	13,471																																																																																																																	
投資有価証券	8,151																																																																																																																	
計	26,799																																																																																																																	
現金預金	481百万円																																																																																																																	
流動資産・その他	0																																																																																																																	
建物・構築物	295																																																																																																																	
土地	84																																																																																																																	
投資有価証券	769																																																																																																																	
投資その他の資産・その他	167																																																																																																																	
計	1,799																																																																																																																	
投資有価証券	24百万円																																																																																																																	
従業員住宅ローン	226百万円																																																																																																																	
扶桑レクセル(株)・有楽土地(株)	555百万円																																																																																																																	
(株)くまもとアカデミックサービス	122百万円																																																																																																																	
短期借入金	16,523百万円																																																																																																																	
長期借入金	9,809																																																																																																																	
計	26,332																																																																																																																	
建物・構築物	4,947百万円																																																																																																																	
土地	13,471																																																																																																																	
投資有価証券	8,119																																																																																																																	
計	26,538																																																																																																																	
現金預金	481百万円																																																																																																																	
流動資産・その他	0																																																																																																																	
建物・構築物	280																																																																																																																	
土地	84																																																																																																																	
投資有価証券	722																																																																																																																	
投資その他の資産・その他	167																																																																																																																	
計	1,737																																																																																																																	
投資有価証券	24百万円																																																																																																																	
従業員住宅ローン	134百万円																																																																																																																	
(株)アートハウジング	177百万円																																																																																																																	
(株)くまもとアカデミックサービス	22百万円																																																																																																																	
短期借入金	4,789百万円																																																																																																																	
長期借入金	12,988																																																																																																																	
計	17,777																																																																																																																	
建物・構築物	5,052百万円																																																																																																																	
土地	13,471																																																																																																																	
投資有価証券	9,319																																																																																																																	
計	27,844																																																																																																																	
現金預金	481百万円																																																																																																																	
流動資産・その他	1																																																																																																																	
建物・構築物	288																																																																																																																	
土地	84																																																																																																																	
投資有価証券	883																																																																																																																	
投資その他の資産・その他	167																																																																																																																	
計	1,906																																																																																																																	
投資有価証券	24百万円																																																																																																																	
従業員住宅ローン	180百万円																																																																																																																	
扶桑レクセル(株)・有楽土地(株)	1,533百万円																																																																																																																	
(株)アートハウジング	63																																																																																																																	
計	1,596																																																																																																																	
(株)くまもとアカデミックサービス	52百万円																																																																																																																	

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
3 受取手形裏書譲渡高 37百万円	3 受取手形裏書譲渡高 79百万円	3 —
4 ※2 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間連結会計期間末日残高に含まれている。 受取手形 286百万円 支払手形 14	4 ※2 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間連結会計期間末日残高に含まれている。 受取手形 146百万円	4 ※2 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が連結会計年度末日残高に含まれている。 受取手形 298百万円 支払手形 10

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給料手当 2,256百万円 賞与引当金 103 繰入額 退職給付費用 289	1 ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給料手当 2,276百万円 賞与引当金 99 繰入額 退職給付費用 423	1 ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給料手当 4,545百万円 退職給付費用 569
2 ※2 固定資産売却益の内訳 土地 240百万円 その他 0 計 240	2 ※2 固定資産売却益の内訳 機械装置 71百万円 その他 11 計 82	2 ※2 固定資産売却益の内訳 土地 240百万円 その他 6 計 247
3 ※3 固定資産売却損の内訳 土地 23百万円 建物 29 その他 0 計 53	3 —	3 —
4 当社グループの売上高は、通常の営業の形態として上半期に比べ下半期に完成する工事の割合が大きいため、連結会計年度の上半期の売上高と下半期の売上高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動がある。	4 同左	4 —

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	100,000	—	—	100,000
第I種優先株式	750	—	—	750
第II種優先株式	875	—	—	875
第III種優先株式	875	—	—	875
第IV種優先株式	250	—	—	250
合計	102,750	—	—	102,750

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	17	4	—	22

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 4千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当中間連結 会計期間 末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	12,500	—	—	12,500	42
合計			12,500	—	—	12,500	42

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載している。

2 なお、平成18年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

4 配当に関する事項

配当金支払額

平成18年6月29日開催の第3回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	149	1.50	平成18年3月31日	平成18年6月29日
第I種優先株式	48	64.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
第II種優先株式	65	74.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
第III種優先株式	74	84.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
第IV種優先株式	19	79.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
合計	357			

[次へ](#)

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	100,000	—	—	100,000
第I種優先株式	750	—	—	750
第II種優先株式	875	—	—	875
第III種優先株式	875	—	—	875
第IV種優先株式	250	—	—	250
合計	102,750	—	—	102,750

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	25	5	—	31

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 5千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当中間連結 会計期間 末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	12,500	—	—	12,500	42
合計			12,500	—	—	12,500	42

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載している。

4 配当に関する事項

配当金支払額

平成19年6月28日開催の第4回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	149	1.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日
第I種優先株式	52	70.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
第II種優先株式	70	80.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
第III種優先株式	79	90.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
第IV種優先株式	21	85.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
合計	373			

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	100,000	—	—	100,000
第I種優先株式	750	—	—	750
第II種優先株式	875	—	—	875
第III種優先株式	875	—	—	875
第IV種優先株式	250	—	—	250
合計	102,750	—	—	102,750

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	17	8	—	25

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 8千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結 会計年度 末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	12,500	—	—	12,500	42
合計			12,500	—	—	12,500	42

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載している。

2 なお、平成18年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	149	1.50	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年6月29日 定時株主総会	第I種優先株式	48	64.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年6月29日 定時株主総会	第II種優先株式	65	74.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年6月29日 定時株主総会	第III種優先株式	74	84.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年6月29日 定時株主総会	第IV種優先株式	19	79.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
合計		357			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	149	1.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第I種優先株式	利益剰余金	52	70.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第II種優先株式	利益剰余金	70	80.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第III種優先株式	利益剰余金	79	90.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第IV種優先株式	利益剰余金	21	85.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
合計			373			

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金預金勘定 23,364百万円 預入期間が3ヶ月を超える △593 定期預金	現金預金勘定 19,198百万円 預入期間が3ヶ月を超える △838 定期預金	現金預金勘定 28,011百万円 預入期間が3ヶ月を超える △908 定期預金
現金及び現金同等物 22,770	現金及び現金同等物 18,359	現金及び現金同等物 27,103

[前へ](#) [次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)																																																
(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td>653</td> <td>296</td> <td>356</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>666</td> <td>303</td> <td>363</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	653	296	356	その他	13	6	6	合計	666	303	363	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td>643</td> <td>325</td> <td>318</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>652</td> <td>329</td> <td>323</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	643	325	318	その他	9	4	4	合計	652	329	323	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td>636</td> <td>283</td> <td>353</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>645</td> <td>286</td> <td>359</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	636	283	353	その他	9	3	5	合計	645	286	359
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
機械・運搬具 工具器具備品	653	296	356																																															
その他	13	6	6																																															
合計	666	303	363																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
機械・運搬具 工具器具備品	643	325	318																																															
その他	9	4	4																																															
合計	652	329	323																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
機械・運搬具 工具器具備品	636	283	353																																															
その他	9	3	5																																															
合計	645	286	359																																															
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ロ)未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>145百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>218</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>363</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>85百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>85</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。</p>	1年内	145百万円	1年超	218	計	363	支払リース料	85百万円	減価償却費相当額	85	<p>同左</p> <p>(ロ)未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>149百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>323</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>81百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>81</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>	1年内	149百万円	1年超	174	計	323	支払リース料	81百万円	減価償却費相当額	81	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>150百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>359</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>168百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>168</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>	1年内	150百万円	1年超	209	計	359	支払リース料	168百万円	減価償却費相当額	168																		
1年内	145百万円																																																	
1年超	218																																																	
計	363																																																	
支払リース料	85百万円																																																	
減価償却費相当額	85																																																	
1年内	149百万円																																																	
1年超	174																																																	
計	323																																																	
支払リース料	81百万円																																																	
減価償却費相当額	81																																																	
1年内	150百万円																																																	
1年超	209																																																	
計	359																																																	
支払リース料	168百万円																																																	
減価償却費相当額	168																																																	

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																				
(貸手側) 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額、減価 償却累計額及び中間期末残高	(貸手側) 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額、減価 償却累計額及び中間期末残高	(貸手側) 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額、減価 償却累計額及び期末残高																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間 期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td>123</td> <td>84</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>123</td> <td>84</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間 期末残高 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	123	84	39	合計	123	84	39	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間 期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td>36</td> <td>14</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>36</td> <td>14</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間 期末残高 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	36	14	22	合計	36	14	22	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td>102</td> <td>69</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>102</td> <td>69</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	102	69	32	合計	102	69	32
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間 期末残高 (百万円)																																			
機械・運搬具 工具器具備品	123	84	39																																			
合計	123	84	39																																			
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間 期末残高 (百万円)																																			
機械・運搬具 工具器具備品	36	14	22																																			
合計	36	14	22																																			
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																			
機械・運搬具 工具器具備品	102	69	32																																			
合計	102	69	32																																			
(ロ)未経過リース料中間期末残高 相当額 1年内 20百万円 1年超 30 計 51 なお、未経過リース料中間期 末残高相当額は、未経過リース 料及び見積残存価額の合計額の 中間期末残高が営業債権の中間 期末残高等に占める割合が低い ため、受取利子込み法により算 定している。	(ロ)未経過リース料中間期末残高 相当額 1年内 10百万円 1年超 12 計 22 同左	(ロ)未経過リース料期末残高相当 額 1年内 20百万円 1年超 16 計 36 なお、未経過リース料期末残 高相当額は、未経過リース料及 び見積残存価額の合計額の期末 残高が営業債権の期末残高等に 占める割合が低いいため、受取利 子込み法により算定している。																																				
(ハ)受取リース料及び減価償却費 受取リース料 24百万円 減価償却費 9	(ハ)受取リース料及び減価償却費 受取リース料 7百万円 減価償却費 3	(ハ)受取リース料及び減価償却費 受取リース料 44百万円 減価償却費 13																																				
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 0百万円 1年超 — 計 0	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 0百万円 1年超 — 計 0	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 0百万円 1年超 — 計 0																																				
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失 はないため、項目等の記載は省略し ている。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左																																				

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	7,074	11,488	4,414
合計	7,074	11,488	4,414

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	4
その他	0
合計	5
(2) その他有価証券	
非上場株式	2,574
合計	2,574

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	7,342	11,309	3,966
合計	7,342	11,309	3,966

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	—
その他	0
合計	0
(2) その他有価証券	
非上場株式	2,542
合計	2,542

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	7,132	12,908	5,776
合計	7,132	12,908	5,776

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

内容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	4
その他	1
合計	6
(2) その他有価証券	
非上場株式	2,543
合計	2,543

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

当社グループはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はない。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

当社グループはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はない。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

当社グループはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はない。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	建設事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	91,897	8,080	99,977	—	99,977
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	10,677	10,677	(10,677)	—
計	91,897	18,757	110,655	(10,677)	99,977
営業費用	90,286	18,604	108,890	(10,377)	98,513
営業利益	1,610	153	1,764	(299)	1,464

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各事業区分に属する主要な内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

その他の事業：建設資材の販売、リースに関する事業及びその他の事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は314百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	建設事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	95,887	7,359	103,246	—	103,246
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	13,458	13,459	(13,459)	—
計	95,888	20,817	116,706	(13,459)	103,246
営業費用	94,302	20,586	114,889	(13,126)	101,762
営業利益	1,585	231	1,817	(333)	1,484

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各事業区分に属する主要な内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

その他の事業：建設資材の販売、リースに関する事業及びその他の事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は331百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

3 追加情報

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4.(2)に記載の通り、当中間連結会計期間より法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。この結果、当中間連結会計期間の営業費用は、建設事業が35百万円、その他事業が12百万円増加し、営業利益が同額減少している。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	建設事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	222,050	15,154	237,205	—	237,205
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	28,218	28,218	(28,218)	—
計	222,050	43,373	265,423	(28,218)	237,205
営業費用	216,664	43,055	259,719	(27,597)	232,121
営業利益	5,386	317	5,704	(620)	5,083

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各事業区分に属する主要な内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

その他の事業：建設資材の販売、リースに関する事業及びその他の事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は656百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	85,998	13,979	99,977	—	99,977
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9	—	9	(9)	—
計	86,008	13,979	99,987	(9)	99,977
営業費用	84,130	14,103	98,233	279	98,513
営業利益又は営業損失(△)	1,877	△123	1,753	(289)	1,464

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は314百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	85,300	11,045	6,900	103,246	—	103,246
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	3	—	—	3	(3)	—
計	85,304	11,045	6,900	103,250	(3)	103,246
営業費用	84,270	10,614	6,575	101,461	301	101,762
営業利益	1,033	431	324	1,788	(304)	1,484

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア：インドネシア、ベトナム
その他の地域：北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は331百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

4 追加情報

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4.(2)に記載の通り、当中間連結会計期間より法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。この結果、当中間連結会計期間の営業費用は、日本で47百万円増加し、営業利益が同額減少している。

5 記載対象セグメントの変更

従来、所在地別セグメント情報は、「日本」及び「その他の地域」に区分していたが、「その他の地域」に含まれる東南アジアの売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。以下同じ。）が全セグメントの売上高の合計の10%以上となったため、当中間連結会計期間より、「その他の地域」を「東南アジア」及び「その他の地域」に区分して表示することとした。

なお、前中間連結会計期間及び前連結会計年度について、変更後の区分によった場合の所在地別セグメント情報は、次のとおりである。

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	85,998	7,854	6,124	99,977	—	99,977
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9	—	—	9	(9)	—
計	86,008	7,854	6,124	99,987	(9)	99,977
営業費用	84,130	7,948	6,154	98,233	279	98,513
営業利益又は営業損失(△)	1,877	△93	△30	1,753	(289)	1,464

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	203,010	19,241	14,953	237,205	—	237,205
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	33	—	—	33	(33)	—
計	203,044	19,241	14,953	237,238	(33)	237,205
営業費用	197,900	18,824	14,797	231,522	598	232,121
営業利益	5,143	416	155	5,715	(632)	5,083

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	203,010	34,194	237,205	—	237,205
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	33	—	33	(33)	—
計	203,044	34,194	237,238	(33)	237,205
営業費用	197,900	33,622	231,522	598	232,121
営業利益	5,143	571	5,715	(632)	5,083

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は656百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本以外の地域
I 海外売上高(百万円)	13,979
II 連結売上高(百万円)	99,977
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.0

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	東南アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	11,045	6,900	17,946
II 連結売上高(百万円)			103,246
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	10.7	6.7	17.4

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア：インドネシア、ベトナム

その他の地域：北米

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

4 記載対象セグメントの変更

従来、海外売上高は、「日本以外の地域」として表示していたが、「日本以外の地域」に含まれる東南アジアの売上高(内部売上高又は振替高を除く。以下同じ。)が連結売上高の合計の10%以上となったため、当中間連結会計期間より、「日本以外の地域」を「東南アジア」及び「その他の地域」に区分して表示することとした。

なお、前中間連結会計期間及び前連結会計年度について、変更後の区分によった場合の海外売上高は、次のとおりである。

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	東南アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	7,854	6,124	13,979
II 連結売上高(百万円)			99,977
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	7.9	6.1	14.0

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	東南アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	19,241	14,953	34,194
II 連結売上高(百万円)			237,205
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	8.1	6.3	14.4

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本以外の地域
I 海外売上高(百万円)	34,194
II 連結売上高(百万円)	237,205
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.4

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 198.30円	1株当たり純資産額 201.77円	1株当たり純資産額 213.25円
1株当たり 中間純利益金額 0.41円	1株当たり 中間純利益金額 0.76円	1株当たり 当期純利益金額 7.24円
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額 0.41円	なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、希薄化 効果を有している潜在株式が存在し ないため記載していない。	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 6.59円

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	80	124	947
普通株主に帰属しない金額(百万円)	39	48	223
(うち第Ⅲ種優先株式(累積型配当優先株式)に係る優先株式配当額(中間会計期間に係る要支払額)(百万円))	39	48	—
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	—	—	223
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	40	75	723
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,980	99,971	99,978
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	39	—	223
(うち第Ⅲ種優先株式(累積型配当優先株式)に係る優先株式配当額(中間会計期間に係る要支払額)(百万円))	39	—	—
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	—	—	223
普通株式増加数(千株)	110	—	43,742
(うち優先株式(千株))	—	—	43,650
(うち新株予約権(千株))	110	—	91
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第Ⅰ種優先株式、第Ⅱ種優先株式、第Ⅲ種優先株式、第Ⅳ種優先株式。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載のとおり。	第Ⅰ種優先株式、第Ⅱ種優先株式、第Ⅲ種優先株式、第Ⅳ種優先株式及び新株予約権。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載のとおり。	—

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	30,908	31,262	32,585
純資産の部の合計額から控除する額 (百万円)	11,082	11,091	11,266
(うち残余財産分配請求権が優先 的な株式の払込金額(百万円))	11,000	11,000	11,000
(うち剰余金の処分による優先株 式配当額(百万円))	—	—	223
(うち第Ⅲ種優先株式(累積型配 当優先株式)に係る優先株式配当額 (中間会計期間に係る要支払額) (百万円))	39	48	—
(うち新株予約権(百万円))	42	42	42
普通株式に係る純資産額(百万円)	19,826	20,170	21,319
1株当たり純資産額の算定に用いら れた普通株式の数(千株)	99,977	99,968	99,974

(重要な後発事象)

該当事項なし。

(2) 【その他】

重要な訴訟事件等

提出日現在、提出会社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国4地方裁判所に提訴され審理中である。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金預金	※2	20,383		17,310		23,753	
2 受取手形	※3	2,347		1,824		3,093	
3 完成工事未収入金		50,693		54,849		53,485	
4 付帯事業等未収入金		75		54		168	
5 未成工事支出金		19,184		15,422		9,415	
6 付帯事業等支出金		117		162		117	
7 立替金		17,594		15,358		22,297	
8 繰延税金資産		5,120		5,021		4,437	
9 その他	※2 ※4	4,617		6,572		4,260	
貸倒引当金		△19		△5		△27	
流動資産合計		120,115	74.8	116,570	75.0	121,002	74.7
II 固定資産							
1 有形固定資産	※2						
(1) 土地		13,837		13,871		13,863	
(2) その他	※1	7,537		7,152		7,348	
有形固定資産計		21,375		21,024		21,211	
2 無形固定資産		417		289		361	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※2	14,638		14,395		16,024	
(2) 繰延税金資産		870		162		280	
(3) その他	※2	3,321		3,178		3,210	
貸倒引当金		△111		△111		△111	
投資その他の資産計		18,718		17,625		19,404	
固定資産合計		40,511	25.2	38,940	25.0	40,977	25.3
資産合計		160,627	100.0	155,510	100.0	161,979	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1 支払手形	※3	14,019		15,607		17,951		
2 工事未払金		37,666		37,559		45,609		
3 付帯事業等未払金		15		8		134		
4 短期借入金	※2	12,989		23,389		11,989		
5 未成工事受入金		23,563		17,270		11,595		
6 付帯事業等受入金		20		27		7		
7 預り金		21,628		14,388		23,459		
8 完成工事補償引当金		446		685		607		
9 賞与引当金		383		386		320		
10 工事損失引当金		190		122		117		
11 その他		3,514		3,685		4,510		
流動負債合計			114,438	71.2		113,131	72.8	
II 固定負債								
1 長期借入金	※2	16,632		11,343		12,988		
2 退職給付引当金		2,548		3,838		3,935		
3 環境対策引当金		—		195		195		
4 その他		28		23		22		
固定負債合計			19,209	12.0		15,401	9.9	
負債合計			133,647	83.2		128,532	82.7	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金			12,000	7.5		12,000	7.7	
2 資本剰余金								
(1) 資本準備金		3,000		3,000		3,000		
(2) その他資本剰余金		6,000		6,000		6,000		
資本剰余金合計			9,000	5.6		9,000	5.8	
3 利益剰余金								
(1) その他利益剰余金								
優先株式償還 積立金		1,000		1,000		1,000		
繰越利益剰余金		2,338		2,599		3,083		
利益剰余金合計			3,338	2.1		3,599	2.3	
4 自己株式			△5	△0.0		△7	△0.0	
株主資本合計			24,332	15.2		24,592	15.8	
II 評価・換算差額等								
1 その他有価証券 評価差額金			2,611	1.6		2,347	1.5	
2 繰延ヘッジ損益			△7	△0.0		△4	△0.0	
評価・換算差額等 合計			2,604	1.6		2,342	1.5	
III 新株予約権			42	0.0		42	0.0	
純資産合計			26,979	16.8		26,978	17.3	
負債純資産合計			160,627	100.0		155,510	100.0	

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)			当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)			前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 売上高										
1 完成工事高		88,934			93,588			216,337		
2 付帯事業等売上高		184	89,118	100.0	174	93,762	100.0	588	216,926	100.0
II 売上原価										
1 完成工事原価		82,629			87,246			201,594		
2 付帯事業等売上原価		180	82,809	92.9	161	87,408	93.2	565	202,159	93.2
売上総利益										
(1) 完成工事総利益		6,305			6,341			14,743		
(2) 付帯事業等総利益		4	6,309	7.1	12	6,353	6.8	23	14,766	6.8
III 販売費及び一般管理費			4,932	5.5		5,085	5.4		9,871	4.5
営業利益			1,376	1.6		1,268	1.4		4,895	2.3
IV 営業外収益										
1 受取利息		22			34			51		
2 その他		227	249	0.3	223	258	0.2	357	409	0.2
V 営業外費用										
1 支払利息		404			434			892		
2 その他		548	952	1.1	709	1,144	1.2	1,071	1,964	1.0
経常利益			673	0.8		382	0.4		3,341	1.5
VI 特別利益	※1		424	0.4		269	0.3		440	0.2
VII 特別損失	※2		374	0.4		175	0.2		1,043	0.4
税引前中間(当期) 純利益			724	0.8		476	0.5		2,738	1.3
法人税、住民税 及び事業税		352			317			904		
法人税等調整額		441	793	0.9	269	586	0.6	1,158	2,062	1.0
当期純利益			—	—		—	—		675	0.3
中間純損失			69	0.1		110	0.1		—	—

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

項目	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					優先株式償還積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	12,000	3,000	6,000	9,000	1,000	2,766	3,766	△4	24,761	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)						△357	△357		△357	
中間純損失						△69	△69		△69	
自己株式の取得								△1	△1	
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	—	△427	△427	△1	△428	
平成18年9月30日残高(百万円)	12,000	3,000	6,000	9,000	1,000	2,338	3,338	△5	24,332	

項目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	2,482	—	2,482	42	27,286
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△357
中間純損失					△69
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	129	△7	122	—	122
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	129	△7	122	—	△306
平成18年9月30日残高(百万円)	2,611	△7	2,604	42	26,979

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

項目	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					優先株式償還積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高(百万円)	12,000	3,000	6,000	9,000	1,000	3,083	4,083	△6	25,077	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当						△373	△373		△373	
中間純損失						△110	△110		△110	
自己株式の取得								△0	△0	
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	—	△483	△483	△0	△484	
平成19年9月30日残高(百万円)	12,000	3,000	6,000	9,000	1,000	2,599	3,599	△7	24,592	

項目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	3,418	△4	3,413	42	28,533
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△373
中間純損失					△110
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△1,070	△0	△1,070	—	△1,070
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,070	△0	△1,070	—	△1,555
平成19年9月30日残高(百万円)	2,347	△4	2,342	42	26,978

前事業年度の要約株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項 目	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					優先株式 償還積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	12,000	3,000	6,000	9,000	1,000	2,766	3,766	△4	24,761
事業年度中の変動額									
剰余金の配当(注)						△357	△357		△357
当期純利益						675	675		675
自己株式の取得								△1	△1
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	—	317	317	△1	315
平成19年3月31日残高(百万円)	12,000	3,000	6,000	9,000	1,000	3,083	4,083	△6	25,077

項 目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	2,482	—	2,482	42	27,286
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					△357
当期純利益					675
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	936	△4	931	—	931
事業年度中の変動額合計 (百万円)	936	△4	931	—	1,247
平成19年3月31日残高(百万円)	3,418	△4	3,413	42	28,533

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブ 時価法</p> <p>たな卸資産</p> <p>未成工事支出金 個別法による原価法</p> <p>付帯事業等支出金 個別法による原価法</p> <p>材料貯蔵品 移動平均法による原価法</p>	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産</p> <p>未成工事支出金 同左</p> <p>付帯事業等支出金 同左</p> <p>材料貯蔵品 同左</p>	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産</p> <p>未成工事支出金 同左</p> <p>付帯事業等支出金 同左</p> <p>材料貯蔵品 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産</p> <p>建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっている。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p>	<p>有形固定資産</p> <p>建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっている。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 (会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。</p>	<p>有形固定資産</p> <p>建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっている。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>無形固定資産 定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p> <p>ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。</p>	<p>なお、この変更による損益に与える影響は軽微である。</p> <p>(追加情報) 平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっている。</p> <p>なお、この変更により営業利益は32百万円、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ34百万円減少している。</p> <p>無形固定資産 同左</p>	<p>無形固定資産 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(846百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事にかかわる責任補修に備えるため、過去の一定期間における補修実績率に基づいて計上している。</p>	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(356百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p>	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(722百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上している。</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。</p> <p>なお、当社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p>	<p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。</p> <p>なお、当社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p> <p>環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、当該処理費用見込額を計上している。</p>	<p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。</p> <p>なお、当社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p> <p>環境対策引当金 同左</p>
4 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によって</p>	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によって いる。ただし、為替予約等 が付されている外貨建金銭 債権債務等については、振 当処理を行っている。</p> <p>また、特例処理の要件を 満たす金利スワップについ ては、特例処理を採用して いる。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(金 利スワップ及び為替予約 取引) ヘッジ対象 相場変動等による損失 の可能性がある資産・負 債のうち、相場変動等が 評価に反映されていない もの及びキャッシュ・フ ローが固定されその変動 が回避されるもの。</p> <p>ヘッジ方針 現在又は将来において、 ヘッジ対象となる資産・負 債が存在する場合に限りデ リバティブ取引を利用する 方針であり、短期的な売買 差益の獲得や投機を目的と するデリバティブ取引は行 わない。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性 の判定時点までの期間にお けるヘッジ対象及びヘッジ 手段の相場変動又はキャッ シュ・フロー変動の累計額 を比較することにより、ヘ ッジの有効性を評価してい る。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左</p> <p>ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左</p> <p>ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 完成工事高の計上基準原則として工事進行基準を採用している。ただし、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は56,856百万円、完成工事原価は52,704百万円である。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>(1) 完成工事高の計上基準原則として工事進行基準を採用している。ただし、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は64,942百万円、完成工事原価は60,626百万円である。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(1) 完成工事高の計上基準原則として工事進行基準を採用している。ただし、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は121,046百万円、完成工事原価は112,870百万円である。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これによる損益に与える影響はない。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は26,944百万円である。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。</p>	—	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これによる損益に与える影響はない。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は28,495百万円である。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成している。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>1 ※1 有形固定資産 14,785百万円 減価償却累計額</p> <p>2 ※2 担保に供している資産は次のとおりである。 (イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。 債務の内訳 短期借入金 5,789百万円 長期借入金 16,632 計 22,422 担保差入資産 有形固定資産 18,648百万円 投資有価証券 8,151 計 26,799 (ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。 現金預金 481百万円 流動資産・その他 0 有形固定資産 380 投資有価証券 769 投資その他の資産・その他 167 計 1,799 (ハ) 関係会社の借入金(2,078百万円)に対して下記の資産を担保に供している。 関係会社株式 20百万円</p> <p>3 保証債務 (イ) 下記の借入金について保証を行っている。 従業員 226百万円 住宅ローン (ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。 扶桑レクセル(株)・有楽土地(株) 555百万円</p> <p>(ハ) 下記の会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。 (株)くまもとアカデミック 122百万円 サービス なお、上記金額は、当社負担額を記載している。</p>	<p>1 ※1 有形固定資産 14,963百万円 減価償却累計額</p> <p>2 ※2 担保に供している資産は次のとおりである。 (イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。 債務の内訳 短期借入金 16,523百万円 長期借入金 9,809 計 26,332 担保差入資産 有形固定資産 18,419百万円 投資有価証券 8,119 計 26,538 (ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。 現金預金 481百万円 流動資産・その他 0 有形固定資産 365 投資有価証券 722 投資その他の資産・その他 167 計 1,737 (ハ) 関係会社の借入金(2,994百万円)に対して下記の資産を担保に供している。 関係会社株式 20百万円</p> <p>3 保証債務 (イ) 下記の借入金について保証を行っている。 従業員 134百万円 住宅ローン (ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。 (株)アートハウジング 177百万円</p> <p>(ハ) 下記の会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。 (株)くまもとアカデミック 22百万円 サービス なお、上記金額は、当社負担額を記載している。</p>	<p>1 ※1 有形固定資産 14,757百万円 減価償却累計額</p> <p>2 ※2 担保に供している資産は次のとおりである。 (イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。 債務の内訳 短期借入金 4,789百万円 長期借入金 12,988 計 17,777 担保差入資産 有形固定資産 18,524百万円 投資有価証券 9,319 計 27,844 (ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。 現金預金 481百万円 流動資産・その他 1 有形固定資産 372 投資有価証券 883 投資その他の資産・その他 167 計 1,906 (ハ) 関係会社の借入金(2,944百万円)に対して下記の資産を担保に供している。 関係会社株式 20百万円</p> <p>3 保証債務 (イ) 下記の借入金について保証を行っている。 従業員 180百万円 住宅ローン (ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。 扶桑レクセル(株)・有楽土地(株) 1,533百万円 (株)アートハウジング 63 計 1,596 (ハ) 下記の会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。 (株)くまもとアカデミック 52百万円 サービス なお、上記金額は、当社負担額を記載している。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>4 ※3 中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間会計期間末日残高に含まれている。 受取手形 271百万円 支払手形 14</p> <p>5 ※4 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示している。</p>	<p>4 ※3 中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間会計期間末日残高に含まれている。 受取手形 123百万円</p> <p>5 ※4 同左</p>	<p>4 ※3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が事業年度末日残高に含まれている。 受取手形 289百万円 支払手形 10</p> <p>5 _____</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 ※1 特別利益のうち主要なもの 固定資産売却益 土地 240百万円 貸倒引当金 124 戻入益</p> <p>2 ※2 特別損失のうち主要なもの 投資有価証券 評価損 133百万円 ゴルフ会員権 等評価損 114</p> <p>3 過去1年間の完成工事高 当社の完成工事高は、通常の営業形態として、事業年度の上半期の完成工事高と下半期の完成工事高との間に著しい相違がある。当中間会計期間末に至る一年間の完成工事高は次のとおりである。 前事業年度 112,259百万円 下半期 当中間会計 88,934 期間 計 201,194</p> <p>4 減価償却実施額 有形固定資産 210百万円 無形固定資産 87 計 298</p>	<p>1 ※1 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券 売却益 173百万円</p> <p>2 ※2 特別損失のうち主要なもの 損害賠償金等 143百万円</p> <p>3 過去1年間の完成工事高 当社の完成工事高は、通常の営業形態として、事業年度の上半期の完成工事高と下半期の完成工事高との間に著しい相違がある。当中間会計期間末に至る一年間の完成工事高は次のとおりである。 前事業年度 127,403百万円 下半期 当中間会計 93,588 期間 計 220,991</p> <p>4 減価償却実施額 有形固定資産 222百万円 無形固定資産 78 計 301</p>	<p>1 ※1 特別利益のうち主要なもの 固定資産売却益 土地 240百万円 貸倒引当金 116 戻入益</p> <p>2 ※2 特別損失のうち主要なもの 損害賠償金等 257百万円 訴訟和解費用 192 環境対策引当 金繰入額 195 投資有価証券 評価損 171 ゴルフ会員権 等評価損 117</p> <p>3 _____</p> <p>4 減価償却実施額 有形固定資産 433百万円 無形固定資産 171 計 605</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	17	4	—	22

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 4千株

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	25	5	—	31

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 5千株

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	17	8	—	25

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 8千株

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																	
(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																														
車両運搬具	215	99	115	車両運搬具	180	95	85	車両運搬具	196	95	101																														
工具器具・備品	621	276	345	工具器具・備品	619	311	308	工具器具・備品	612	271	341																														
その他	13	6	6	その他	9	4	4	その他	9	3	5																														
合計	850	382	467	合計	809	410	399	合計	818	370	448																														
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ロ)未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>179百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>288</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>467</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>104百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>104</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。</p>				1年内	179百万円	1年超	288	計	467	支払リース料	104百万円	減価償却費相当額	104	<p>同左</p> <p>(ロ)未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>178百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>399</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>97百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>97</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>				1年内	178百万円	1年超	220	計	399	支払リース料	97百万円	減価償却費相当額	97	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>181百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>267</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>448</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>206百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>206</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>				1年内	181百万円	1年超	267	計	448	支払リース料	206百万円	減価償却費相当額	206
1年内	179百万円																																								
1年超	288																																								
計	467																																								
支払リース料	104百万円																																								
減価償却費相当額	104																																								
1年内	178百万円																																								
1年超	220																																								
計	399																																								
支払リース料	97百万円																																								
減価償却費相当額	97																																								
1年内	181百万円																																								
1年超	267																																								
計	448																																								
支払リース料	206百万円																																								
減価償却費相当額	206																																								

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 159.01円	1株当たり純資産額 158.91円	1株当たり純資産額 172.71円
1株当たり 中間純損失金額 1.09円	1株当たり 中間純損失金額 1.59円	1株当たり 当期純利益金額 4.52円
なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、1株当たり 中間純損失であるため記載してい ない。	なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、1株当たり 中間純損失であるため記載してい ない。	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 4.51円

(注) 1. 1株当たり中間純損失又は当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり 中間純損失又は当期純利益金額			
中間純損失(△)又は当期純利益 (百万円)	△69	△110	675
普通株主に帰属しない金額(百万 円)	39	48	223
(うち第Ⅲ種優先株式(累積型配 当優先株式)に係る優先株式配当額 (中間会計期間に係る要支払額) (百万円)	39	48	—
(うち剰余金の処分による優先株 式配当額(百万円))	—	—	223
普通株式に係る中間純損失(△) 又は当期純利益(百万円)	△109	△158	451
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,980	99,971	99,978
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
(うち第Ⅲ種優先株式(累積型配 当優先株式)に係る優先株式配当額 (中間会計期間に係る要支払額) (百万円)	—	—	—
(うち剰余金の処分による優先株 式配当額(百万円))	—	—	—
普通株式増加数(千株)	—	—	91
(うち優先株式(千株))	—	—	—
(うち新株予約権(千株))	—	—	91
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	第Ⅰ種優先株式、第Ⅱ種優先株式、第Ⅲ種優先株式、第Ⅳ種優先株式及び新株予約権。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載のとおり。	第Ⅰ種優先株式、第Ⅱ種優先株式、第Ⅲ種優先株式、第Ⅳ種優先株式及び新株予約権。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載のとおり。	第Ⅰ種優先株式、第Ⅱ種優先株式、第Ⅲ種優先株式及び第Ⅳ種優先株式。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間会計期間末 平成18年9月30日	当中間会計期間末 平成19年9月30日	前会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	26,979	26,978	28,533
純資産の部の合計額から控除する額 (百万円)	11,082	11,091	11,266
(うち残余財産分配請求権が優先 的な株式の払込金額(百万円))	11,000	11,000	11,000
(うち剰余金の処分による優先株 式配当額(百万円))	—	—	223
(うち第Ⅲ種優先株式(累積型配 当優先株式)に係る優先株式配当額 (中間会計期間に係る要支払額) (百万円))	39	48	—
(うち新株予約権(百万円))	42	42	42
普通株式に係る純資産額(百万円)	15,897	15,886	17,267
1株当たり純資産額の算定に用いら れた普通株式の数(千株)	99,977	99,968	99,974

(重要な後発事象)

該当事項なし。

[前へ](#)

(2) 【その他】

重要な訴訟事件等

提出日現在、当社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国4地方裁判所に提訴され審理中である。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第4期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 平成19年6月29日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 第4期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書 平成19年7月13日 平成19年10月9日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月24日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 正 芳 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 智 由 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月22日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 正 芳 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 智 由 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月24日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 正 芳 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 智 由 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社間組の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月22日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 正 芳 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 智 由 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社間組の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。